

# 暮らしのガイド

(16~18面)

内=内容 対=対象  
 期=日時・期間・期日 所=場所  
 定=定員・定数・人員 料=料金  
 申=申し込み 問=問い合わせ  
 FAX=FAX 電=Eメール  
 共=共通事項 託=託児あり

**今月の納期**  
 ◇市県民税 第4期  
 納期は1月31日まで

## 20歳になったら国民年金に加入を

◇年金は老後だけでなく、障害や死亡のとき、あなたやあなたの家族を守ってくれます ◇保険料を納められないときは、学生納付特例が免除・納付猶予の申請を **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

## 1月22日(日)はマイナンバーカードの当日交付ができません(全国的なシステム点検のため)

◇当日は本人確認と暗証番号設定依頼書の受け付けのみを行い、後日、本人限定受取郵便でカードを送付します ◇詳しくは市ホームページか市民課216-1221(FAX224-8959)、各支所の市民課・総務市民課(係)へ



## 第10回特別弔慰金の申請はお済みですか

**対**戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などの受給者(戦没者などの妻や父母など)がいない遺族1人 ※支給順位あり ◇支給内容…額面25万円、5年償還の記名国債 ◇請求期限…平成30年4月2日 **問**地域福祉課216-1244(FAX223-3413)、各支所の福祉課・保健福祉課 **資源物回収活動への補助金交付** **対**平成28年8月~29年1月に資源物回収活動をした実施登録団

体(毎年度登録が必要) ◇補助額…回収量に対して古紙類6円/kg、金属類3円/kg、空き瓶類3円/本、廃食用油…30円/リットル ◇申請期限…2月15日(必着) ◇申請方法など詳しくはサンサンコールかごしま099-808-3333へ

## 犯罪被害者などの人権問題

◇犯罪被害者やその家族は直接的な被害だけでなく、事件による精神的ショック、経済的困窮、捜査や裁判の精神的負担、周囲の無責任なうわさや中傷、マスコミの過剰な報道などによる被害も生じています ◇犯罪被害者やその家族が社会で平穏な生活を送るためには、一人一人の正しい理解と思いやりが必要です **問**人権啓発室216-1232(FAX216-1207)

大事にしよう 自分の心も 人の心も

## 人権同和問題県民のつどい

**内**高久陽介氏(日本HIV陽性者ネットワーク・ジャンププラス代表理事)による講演、人権作文の朗読、パネル展など **期**2月3日(金)13時30分~16時10分 **所**市民文化ホール **料**無料 **問**県人権同和对策課286-2574

## 鹿児島市の戦災と復興資料・写真展

**内**空襲で焼失した市街地や戦災復興工事の写真、市民から寄贈された戦災資料などの展示 **期**1月12日(木)~2月9日(木)の8時30分~17時15分 **所**谷山支所 **料**無料 **問**総務部総務課216-1125(FAX224-8900)

## 「かごしまデザインアワード2016」作品展



**内**「かごしまデザインアワード2016」で一次審査を通過した作品の展示 **期**1月13日(金)~22日(日)の10時~20時 ※22日は17時まで **所**山形屋1・2号館5階連絡通路 **問**産業創出課216-1319(FAX216-1303)

## かごしま就農・就業相談会

**対**農業・林業・水産業を将来の職業として考えている人 **期**1月14日(土)10時~16時 **所**かごしま県民交流センター **料**無料 **申**不要 **問**県農業・農村振興協会213-7223

## お忘れなく！ 市税の申告・納付・手続き ※平成29年個人住民税の税制改正は6面をご覧ください

**■平成28年分の確定申告期間は2月16日(木)~3月15日(水)**  
 ◇28年分の確定申告書などにはマイナンバー(個人番号)の記載が必要  
 ◇復興特別所得税の記載漏れにご注意ください  
 ◇確定申告書の作成は国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です  
 ◇e-Taxを利用すれば自宅やオフィスなどから電子申告できます  
**問**鹿児島税務署255-8111(自動音声案内)

**■給与支払報告書の提出は1月31日(火)まで**  
**対**今月1日現在、市内に住む人に、昨年中、給料や賃金などを支払った事業所 ※パート・アルバイト・中途退職者を含む  
**問**市民税課216-1173~1175(FAX216-1177)、各支所の税務課(係)

**■償却資産の申告は1月31日(火)まで**  
**対**今月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具、器具、備品などで土地、家屋以外の事業用資産)を持つ事業者  
**問**資産税課216-1187(FAX216-1168)、谷山支所税務課269-8423(FAX260-4411)

**■バイク・軽自動車の廃車届や名義変更**  
 ◇軽自動車税は、毎年4月1日現在のバイク・軽自動車の所有者に課税されます  
 ◇次のようなとき、廃車届などの手続きをしないと、いつまでも所有者に税金がかかります  
 ①使用不能の車両をそのままにしている  
 ②ナンバープレートをつけたまま廃棄処分した  
 ③譲渡したが名義を変更していない  
 ④盗難にあった



区分	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車	市民税課216-1172、各支所の税務課(係)	印鑑、車名・車台番号・排気量、ナンバープレート(継続使用時は不要) ※名義変更のときは新所有者の印鑑も必要
軽二輪、軽三輪、軽四輪、小型二輪	軽二輪・軽三輪・軽四輪は全国軽自動車協会鹿児島事務所261-4011、小型二輪は九州運輸局050-5540-2089	

◇一定の要件に該当する身体障害者などへの課税免除制度があります  
**問**市民税課216-1172(FAX216-1177)、各支所の税務課(係)

## ■所得税や市・県民税の申告の社会保険料控除の対象となるもの

**①国民年金保険料**  
 ◇日本年金機構から送付された控除証明書か領収書が必要(昨年10月以降に初めて納付した人は2月上旬に送付されます)  
 ◇家族の保険料を納付したときも控除の対象になります  
**問**日本年金機構(ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル)0570-058-555

**②国民健康保険税**  
 ◇今月下旬に市から送付される「納付済額のお知らせ」か領収書が必要  
 ◇紛失したときなどは連絡票を発行します  
**問**国民健康保険課216-1230(FAX216-1200)

**③介護保険料**  
 ◇特別徴収(年金からの天引き)の人は今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」が必要  
 ◇口座振替で納めている人は今月下旬に市から送付される「介護保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」が必要  
 ◇納付書で納めている人は「介護保険料領収証書(領収印が押されたもの)」が必要  
 ◇紛失したときなどは納付確認書を発行します  
 ◇介護保険サービスの自己負担額やおむつ代は医療費控除の対象になることがあります  
**問**介護保険課216-1279(FAX219-4559)

**④後期高齢者医療保険料**  
 ◇特別徴収(年金からの天引き)の人は今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」が必要  
 ◇口座振替で納めている人は今月下旬に市から送付される「後期高齢者医療保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」が必要  
 ※本人以外の名義の口座から振り替えているときは、その名義人に社会保険料控除が適用されます  
 ◇納付書で納めている人は「後期高齢者医療保険料領収書(領収印が押されたもの)」が必要  
 ◇紛失したときなどは納付確認書を発行します  
**問**長寿支援課216-1268(FAX224-1539)